



最近気になった話題、寄せ集め

*親子に関する法規定が注目

1. 民法等の改正

先月27日の参議院本会議において、**親による子供への虐待を防止するため親権を一時的に停止する制度**を新設した「民法等の一部を改正する法律」が全会一致で可決成立しました。

父または母による虐待・悪質な遺棄があるときなど親権の行使が著しく困難・不相当であることにより子供の利益を著しく害するときは、**家庭裁判所の審判により親権を最長2年間停止**できるようになります。

関連法として成立した改正児童福

祉法では、**児童福祉施設の施設長**などが保護した子供の福祉を守るために、代わって親権を行うなど必要な措置を取る権限を持つことができるとしています。

2. ハーグ条約への加盟へ

先月20日に政府は、**国際結婚が破綻した場合の子供の扱い**を定めたハーグ条約に加盟する方針で閣議了解をしました。早ければ次の臨時国会で承認を得るものと思われます。

ハーグ条約では、**片方の親が無断で国外に連れ出した16歳未満の子供を元の居住国に戻したうえで親権争いを決着**するよう求めています。

現在日本ではこの条約を批准していませんが、先月9日にアメリカの郡裁判所において子供とともに帰国した日本人元妻に対して約4億8900万円の損害賠償を命じた判決が出されたことを受けて、政府はハーグ条約加盟への検討を始めたところです。

加盟に際しては、国際結婚をして外国に住む邦人女性が家庭内暴力などから逃れるために子供を連れて日本に帰国するケースも考えられるために、国内法で返還を拒否できる条件を定めるなどの措置も検討するようです。

<連載>◇法務のつぶやき◇ 第6回 書類は作って備えておく

会社では事業活動においてさまざまな書面を作成しますが、その取扱について法令で定められているものがあります。

まず**定款**については、本店と支店にそれぞれ備え置かなければならず、株主と債権者はその閲覧や写しの交付を求めることができます。ただし写しの交付を求める場合には所定の費用を支払う必要があります。

株主名簿についても本店での備え付けの義務があり、その作成が義務

付けられ、株主はその閲覧や写しの交付を求めることができます。その場合に請求の理由を明らかにする必要があります。

次に**株主総会**については、その議事録の作成が義務付けられ、本店ではその総会の日から10年間、支店ではその写しを5年間備え置かなければならず、株主と債権者はその閲覧や写しの交付を求めることができます。

取締役会を設置している会社では、取締役会の議事録等を10年間

本店で備え置かなければならず、株主はその閲覧や写しの交付を求めることができます。

株主あるいは債権者において、上記のとおり閲覧や書面写しの交付を求めることができるのは**自身の権利行使のため「必要があるときは」**と定めています。会社と株主あるいは債権者の間では、適切な形での経営と管理の関係を結ぶことを求めています。

<あとがき>

最近までしばしば自己啓発本のよなものを買って読むことがありましたが、3・11の大震災・大津波があったからは読む機会が激減しました。その代わりに繰り返し読んでるのが震災以降の新聞記事です。

被災地で必死にいまを生きている人たちの様子や復興に向けて前を向

いて進みだしている人の思いなどを知ると、何かを訴え、教えてくれているような気がします。

最近には幸いにも自分が関わる場がいくつかあります。そうした機会を通じて多くの人と接しながら、これからも前に進んでいきたいと思えます。

***季節に関わる言葉を選んでお伝えします。**

<今月の風物>

田植え、鮎つり解禁、鶉飼

<今月の時候>

梅雨の候・初夏の候・長雨の候・短夜の候・向夏の候・向暑の候・麦秋の候